

指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

1 グループホームのじり苑の概要

(1) 事業所の概要

施設名	グループホームのじり苑
所在地	青森市大字野尻字今田58番地1
電話番号	017-738-6863
FAX番号	017-728-6448
介護保険事業所番号	0270101686

(2) 当施設の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		あり	1名	介護従業者及び業務の管理
	実践者研修	1名		あり	1名	
計画作成担当者	介護支援専門員		1名	あり	1名	認知症対応型共同生活介護計画、 介護予防認知症対応型共同生活介護、 短期利用共同生活介護計画の 作成
介護従事者	看護師		(1名)		(1名)	協立訪問看護ステーション提携
	介護福祉士	9名	1名	なし	10名	
	初任者研修	3名		なし	3名	
	ヘルパー2級	2名		なし	2名	
	介護基礎研修		1名	なし	1名	
	無資格	1名	名	なし	1名	
	調理員			なし		
総務事務員			1名	なし	1名	総務事務員
合計		16名	4名	—	20名	—
職員の勤務形態	② 日勤 8:30～17:00 (6人)					
	② 日勤 9:00～15:00 (1人)					
	④ 夜勤 16:30～8:30 (2人)					
	④ 準夜勤 16:30～0:00(1人)					
	④ 準明 0:00～8:30 (1人)					

(3) 当事業所の設備の概要

定員	2ユニット18人(ちゅうりつぷ9人 さくら9人)	居室面積	11. 59㎡(一部9. 10㎡)
居間	ちゅうりつぷ36. 43㎡ さくら13. 66㎡	食堂	ちゅうりつぷ9. 93㎡ さくら11. 17㎡
浴室	ユニット式7. 45㎡		

2 当施設の特徴等

(1) 事業の目的と運営の方針

- ① グループホームのじり苑が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業所は、要介護者(要支援2、要介護1～5)であって認知症の状態にある利用者に対して共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とします。

- ②指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者の心身の状況の進行を緩和し、安心して日常生活を送る事ができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行います。
- ③ 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活ができるよう配慮して行います。
- ④ 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づく漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行います。
- ⑤ 共同生活住居における介護従事者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ⑥ 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を請願する行為は行いません。
- ⑦ 年1回以上、自己評価及び外部評価を実施し、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護質の改善を図るものとします。
- ⑧ おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、利用者及びご家族等に対し活動状況を報告し、必要な要望、助言を聞く機会を設けます。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
従業員への研修の実施	おおむね2ヶ月に1回 勉強会を実施しています。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。
その他	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

事 項	備 考
面会	面会時間 午前7時～午後8時 (来訪者が宿泊する場合は、必ず許可を得てください。)
外出・外泊	外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。 外泊の際には、必ず行き先と外泊先の電話番号を申し出てください。
飲酒・喫煙	基礎疾患などを踏まえ、ご家族様と相談・検討し、随時対応(必ず職員が付き添う)
金銭、貴重品の管理	鍵付き金庫にて保管し管理。鍵管理保持者にて二重確認を行い管理
所持品の持ち込み	自由
設備、器具の利用	職員付き添いにて利用可

3 サービスの内容

サービス	内 容
食事	朝食 午前7時～ 昼食 午後12時～ 夕食 午後4時30分～
入浴	毎日入れます。
生活相談	日常生活に関することなどについて相談できます。
介護	食事、排泄、入浴、更衣等の介助
健康管理	月2回の往診、月2回の訪問看護師によるバイタルチェック

レクリエーション	ドライブ、買い物、カラオケ、体操、季節の行事(花見、夏祭り、紅葉、クリスマス会)等
----------	---

1 利用料金

(1)利用料

ア 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護利用料

	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	7,480 円	748 円	1,496 円	2,244 円
要介護1	7,530 円	753 円	1,506 円	2,259 円
要介護2	7,880 円	788 円	1,576 円	2,364 円
要介護3	8,120 円	812 円	1,624 円	2,436 円
要介護4	8,280 円	828 円	1,656 円	2,484 円
要介護5	8,450 円	845 円	1,690 円	2,535 円

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
イ 初期加算	30	300	30	60	90	1日につき
ウ 医療連携体制加算Ⅰ	37	370	37	74	111	1日につき
エ 科学的介護推進体制加算	40	400	40	80	120	1月につき
オ サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	60	6	12	18	1日につき
カ 退去時相談援助加算	400	4000	400	800	1200	1回につき
キ 看取り介護加算	72	720	72	144	216	死亡日以前31日以上 45日以下
	144	1440	144	288	432	死亡日以前4日以上 30日以下
	680	6800	680	1360	2040	死亡日以前2日 及び3日
	1280	12800	1280	2560	3840	死亡日
ク 若年性認知症利用者受入加算	120	1200	120	240	360	1日につき
ケ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数の 178/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき 総単位数の17.8%
コ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1500	150	300	450	1月につき

※初期加算は、入所した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。

※医療連携体制加算は、要介護1～5の方に対し、入院・外泊期間を除き加算します。

※3ヶ月入院経過後も、受け入れ可能な体制を取っております。

※サービス提供体制強化加算は、常勤職員が75%以上の配置要件を満たしている為加算します。

※当事業所を退居した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月に

まとめて算定されることから、入居していない月にも自己負担額を請求される場合があります。

※死亡日以降にも、ご入居者様の荷物等所有物があつた場合、撤去する日までの日割りの利用料が発生する場合があります。

※介護職員等処遇改善加算Ⅱは、介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件Ⅰ～Ⅳのすべてに適合し、職場環境等要件を満たす場合加算されます。

シ 食材料費 月43,740円 ※1食各450円+36円(税)(おやつ代含む)

ス その他の費用

日常生活費	理美容代	各自実費
	センサーマット代	2,000円/月 200円/日
	エアーマット代	3,000円/月 300円/日
	オムツ代	リハビリパンツ、テープ付 1枚各200円 / フラット 1枚50円 尿取りパッド 1枚30円 / エクストラ800 1枚100円

セ 介護保険サービス以外の利用料

家賃	24,000円/月	(月の途中での入退所の場合は日割り計算とします)
共益費	2,000円/月	
食費	486円/食 内訳 [450円 + 36円(税)]	(月の途中での入退所の場合は日割り計算とします)
水道光熱費	16,500円/月 内訳 [15,000円 + 1,500円(税)] (冬期間は22,000円/月) 内訳 [20,000円 + 2,000円(税)]	(月の途中での入退所の場合は日割り計算とします)
合計	86,240円/月 内訳 [81,500円 + 4,740円(税)] (冬期間は91,740円/月) 内訳 [86,500円 + 5,240円(税)]	(11月～4月を冬期間とします)

(2) 料金の支払方法

- ・毎月5日までに前月分の請求をいたします。指定期日に口座振替させていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当施設の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出て下さい。

イ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)もしくは要支援1と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

ウ その他

- ・お客様やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の10日前に文書で通知し、退所していただく場合があります。
- ・お客様が病院又は診療所に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当施設のお客様相談・苦情窓口

担当者 工藤 ひとみ

電話 017-738-6863

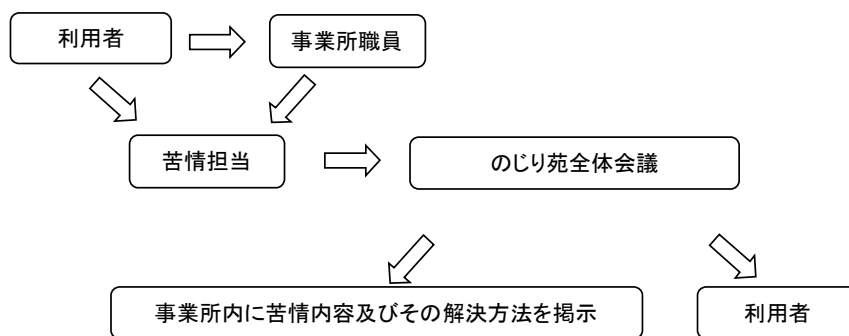
FAX 017-728-6448

受付日 年中

受付時間 8時30分～17時00分

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 青森市介護保険課 017-734-5257 (受付時間 平日8時30分～18時00分)

イ 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1301 (受付時間 平日9時00分～16時00分)

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は株式会社損害保険ジャパンと損害賠償保険契約を結んでおります。）

9 非常災害対策

防災時の対応	火災通報装置にて対応し、避難場所は近隣施設へ（ねむの木会館、横内市民センター等）
防災設備	誘導灯7個 非常照明18個 自動火災報知設備1箇所
防災訓練	年に2回避難訓練を行っています
防火管理者	工藤 ひとみ

10 秘密の保持について

- （1）当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- （2）当該事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- （3）事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合等、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

11 入所に当たっての留意事項

1. 入所に当たっての留意事項は次のとおりとします。
 - （1）利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従事者の指導により日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとします。
 - （2）利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとします。
 - （3）利用者は健康に留意します。
 - （4）利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他の環境衛生のために協力するものとします。
2. 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはなりません。
 - （1）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自分の利益のために他人の利益を侵しません。
 - （2）けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼしません。
 - （3）共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害しません。
 - （4）指定した場所以外で火気を用いません。
 - （5）故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出しません。

12 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

13 衛生管理等

1. 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施を行います。

14 個人情報の保護

1. 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに務めるものとします。
2. 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとします。

15 業務継続計画の策定等

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとします。

16 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 虐待防止を防止するための定期的な研修を実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を講じます。
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護、介護予防対応型生活介護の提供の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所所在地 青森市大字野尻字今田58番地1

名 称 株式会社 のじり苑

グループホーム のじり苑

説明者氏名 印

私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所
利用者	住所

氏名 _____ 印 _____

(代理人) 住所

氏名 _____ 印 _____

個人情報利用同意書

私(及び私の家族)の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者若しくは介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者若しくは介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院に行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画若しくは介護支援計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合)

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

事業所の名称 グループホーム のじり苑様

住所

氏名

印

(家族) 住所

氏名

印